



2020年5月22日
国際生物多様性の日
解決の鍵は自然の中に



生物多様性条約と 第15回締約国会議の注目点

国際自然保護連合日本委員会 副会長兼事務局長
公益財団法人日本自然保護協会 広報会員連携部長
道家哲平

本日の狙い

- 森林伐採による自然破壊や、野放図な農地や牧畜の拡大など、人と自然の関係の変化が激変。新型コロナウイルスという、野生動物由来感染症の発生と拡大による、人の健康や経済への悪影響が全世界に展開。
 - 生物多様性の劣化・損失や、その損失継続の背景にある社会や経済、文化の見直しが必須。
 - 国連機関トップは、「人類は分岐点に立っているHumanity at Cross road」と警告。
 - 人類を持続可能な方向に進めるための目標として「生物多様性条約のポスト2020枠組み」への注目が高まる。
-
- **今回は、生物多様性条約およびポスト2020枠組みという、基本情報を共有**
 - なぜ、一条約の目標設定が重要なのか、次期目標は何が焦点なのか？

目次

- 生物多様性条約とは
- 愛知目標と、国連生物多様性の10年の成果
- 第15回締約国会議の焦点

生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）概要

- 1982年、遺伝資源含む生物多様性の包括条約の必要性をIUCNが提案
- 1987年検討開始 3回の専門家会議、7回の交渉会合をへて成文（1992年5月22日採択－「国際生物多様性の日」に指定）
- 1992年6月5日（地球サミット）より署名開始。批准国が30か国に到達し、1993年12月29日に発効
- 現在、196か国が加盟（アメリカ非加盟国）。
- 基本、2年に1回、締約国会議（COP）を開催し、物事を決定。条約事務局は、カナダモントリオール市に所在。
- 前文（条約にかかる哲学含む背景説明） + 42条の条文 + 2つの付属書からなる
- 現在、遺伝組み換え生物に関するカルタヘナ議定書、遺伝資源から得られる利益の公正衡平な配分に関する名古屋議定書という2つの議定書も策定。
- 条約事務局は、およそ、20億円/年。日本が資金の最大供出国

急激な経済発展
汚染、土地・資源の劣化
絶滅危惧種数の増加

1960年代前半

地域・地球環境の危機の認識

1960年代末から1970年代末（米-ソのデタント）

地球環境課題を入り口とした国際協調路線

1970年代

国際環境条約や
国連環境機関の成立



規制手法の限界

1970年代

遺伝子組み換え技術や
遺伝子の有用性への認識



保全・規制手法がない

1980年代自然保護と開発（経済）の対立を超える
「持続可能な開発」による包括的取り組みの模索

90年初頭 東西冷戦の終結・南北格差の是正へ

生物多様性条約本文の構成

* 話者による区分。条約には、章や節はない

- 目的や基本原則等の全体についての取組を定めるパート（第1条～第7条 & 第22条）
- 保全や持続可能な利用についての取組を定める述べるパート（第8～10条）
- 実施に関する措置についての取組を定めるパート（第11条～第21条）
- 条約の運営に関する取組を定めるパート（第23条～32条）
- 条約の仕組みに関する一般的な措置（第33条～42条）

- 機能しなくなった付属書1と、仲裁手続きに関する付属書2

目的や基本原則等の全体についての取組を定めるパート (第1条～第7条&第22条)

- 第1条 目的 **詳しく解説**
- 第2条 用語 の定義
- 第3条 原則
- 第4条 適用範囲
- 第5条 協力
- 第6条 保全や持続可能な利用のための一般的措置
- 第7条 特定及び監視 (モニタリング)
- 第22条 他の国際条約との関係

環境省にて、見直しのための勉強会を実施

(a)項で、**生物多様性国家戦略の策定を義務化**
(b)項に、他の計画への統合(現在は、主流化と
使うことも)

保全や持続可能な利用についての取組を定める述べるパート (第8～10条)

- 第8条 生息域内保全

保護地域、種の保全、保護地域周辺の開発、生態系復元、バイオテクノロジーの影響抑制、外来種、持続可能な利用、財政支援、先住民地域共同体の関連知識や慣行等の保全、維持 (J項)

8条J項作業部会という会合の設置
根拠や、重要テーマ

- 第9条 生息域外保全

生息域外保全措置、研究施設等の設置、再導入などを規定

- 第10条 持続可能な利用

持続可能な利用の統合、悪影響の回避/最小化、慣習的利用の保護と奨励 (c)、
修復支援

実施に関する措置についての取組を定めるパート (第11条～第21条)

- 第11条 奨励措置
- 第12条 研究および訓練
- 第13条 教育および啓発
- 第14条 影響評価
- 第15条 遺伝資源の取得の機会 (と 公正・衡平な配分) *詳しく解説
- 第16条 技術の取得の機会および移転
- 第17条 情報の交換
- 第18条 技術上および科学上の協力
- 第19条 バイオテクノロジーの取り扱いおよび利益配分
- 第20条 資金
- 第21条 資金供与の制度

他の項目と違って、但し書き(適切な場合、可能な限り)のない、義務事項として合意

3項で、議定書を検討することが明記⇒カルタヘナ議定書の根拠

地球環境ファシリティーの設立や、先進国による新規の追加的な資金供与の義務を明示

条約の運営に関する取組を定めるパート (第23条～32条)

- 第23条 締約国会議
- 第24条 事務局
- 第25条 科学技術助言補助機関会合
- 第26条 報告
- 第27条 紛争の解決
- 第28条 議定書の採択
- 第29条 条約及び議定書の改正
- 第30条 付属書の採択および改正
- 第31条 投票権
- 第32条 条約と議定書との関係

生物多様性条約の目的

- 第一条 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 (BS)をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。

- この目的は、特に、遺伝資源の取得 (A)の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転(これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。)並びに適当な資金供与の方法により達成する。

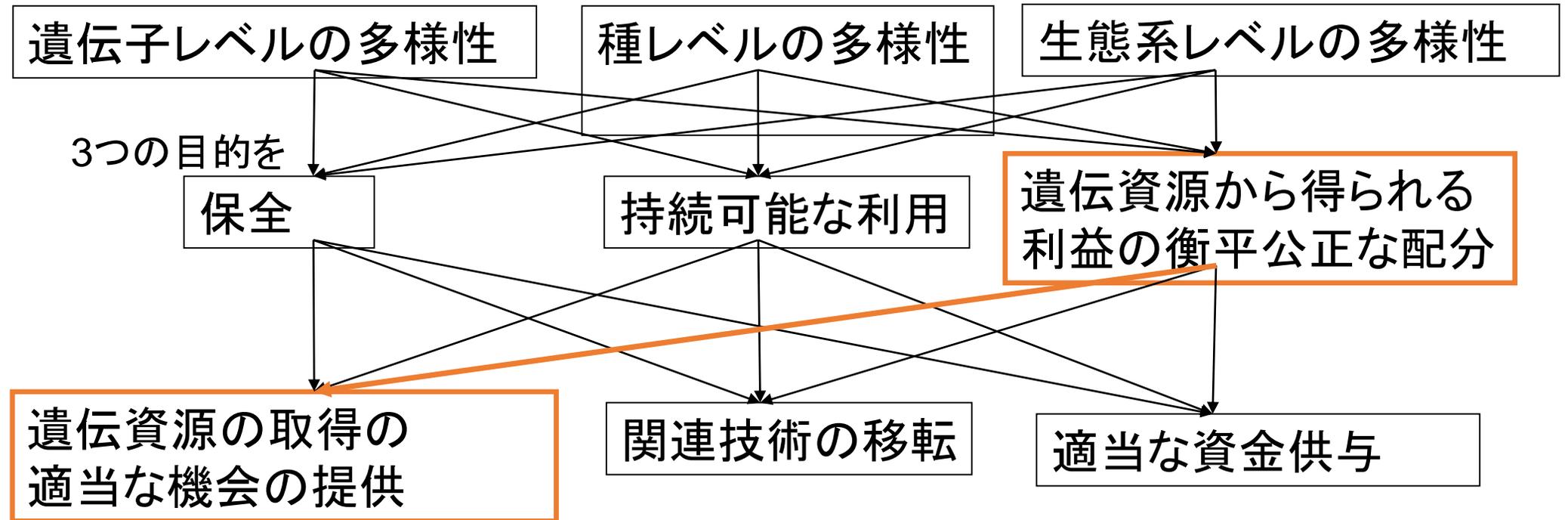
キーワード

Access=取得 と

Benefit Sharing=利益供与

生物多様性条約の基本的姿は目的(第1条)から見える

生物多様性を3つの視点で捉え



上記の方法で達成する 27通りの活動類型がある

第一五条 遺伝資源の取得の機会

- 1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
- 2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

略

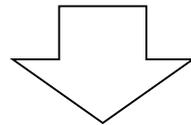
- 7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

莫大な利益を生み出すかもしれない、目に見えぬ遺伝資源

1983年FAO決議

遺伝資源は人類の共有財産・・・「資源の囲いこみ」は駄目

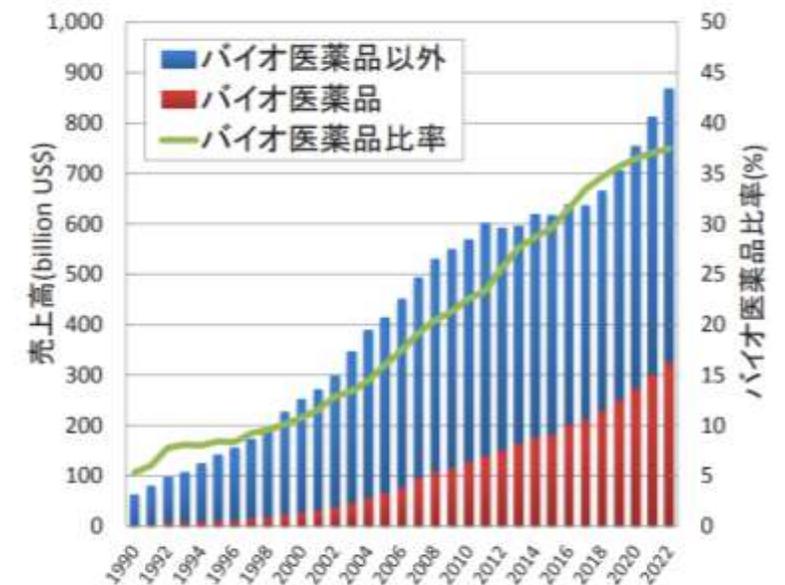
1983年のFAO総会決議「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」
(International Undertaking on Plant Genetic Resources (IU))



1992年CBD条約本文 原産国に(アクセスに対する) 主権的権利が存在する

Convention on Biological Diversity

図1 世界のバイオ医薬品市場の推移



出所：EvaluatePharma をもとに作成

CBDの手法の意味するところ

遺伝資源の取得の
適切な機会の提供

関連技術の移転

適当な資金供与

(本音は嫌だけど)
ルールを守るならば我が
国に広がる原生林の植物
を研究してもよいですよ

発展途上国から見ると

その代わりにちゃんと利益を
共有してくださいね

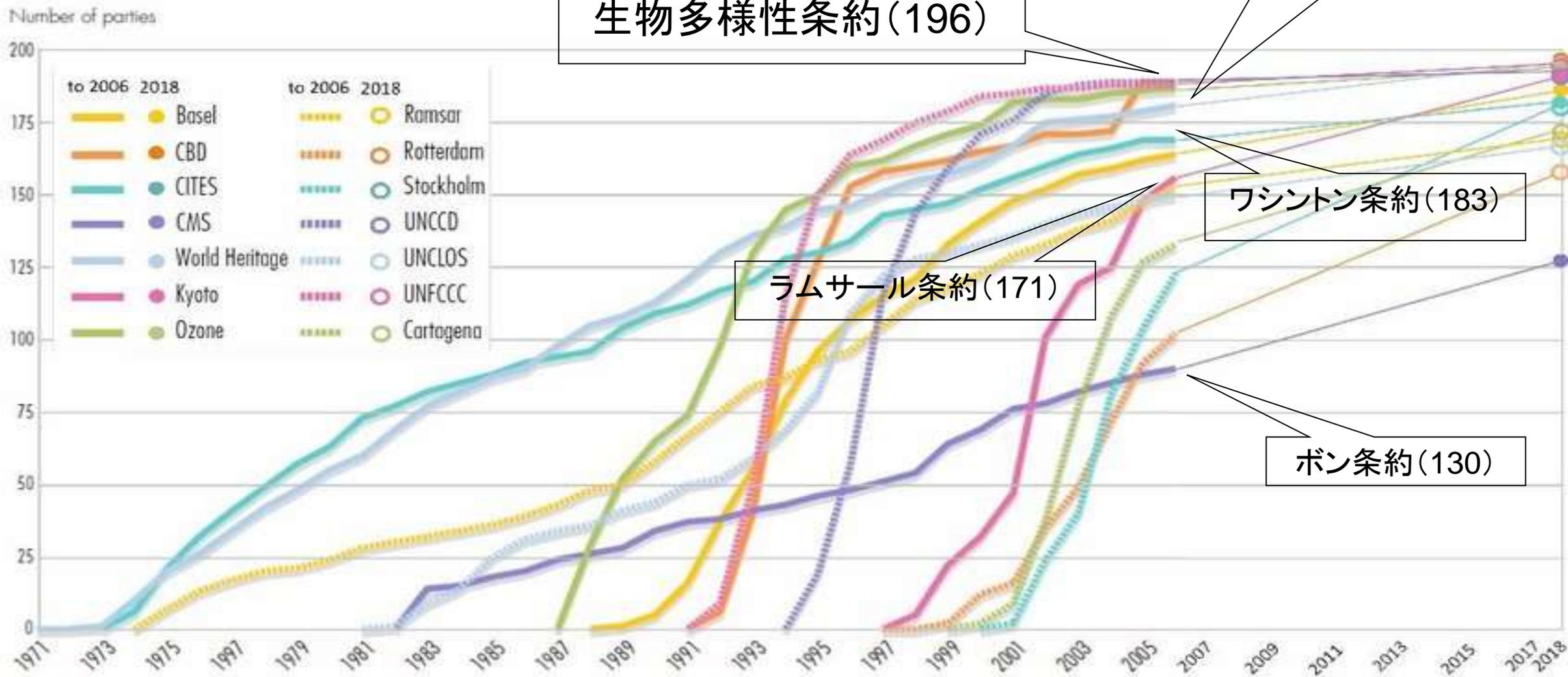
我が国の企業・研究者が
行う資源調査の許可をち
ゃんと出してくださいよ

先進国から見ると

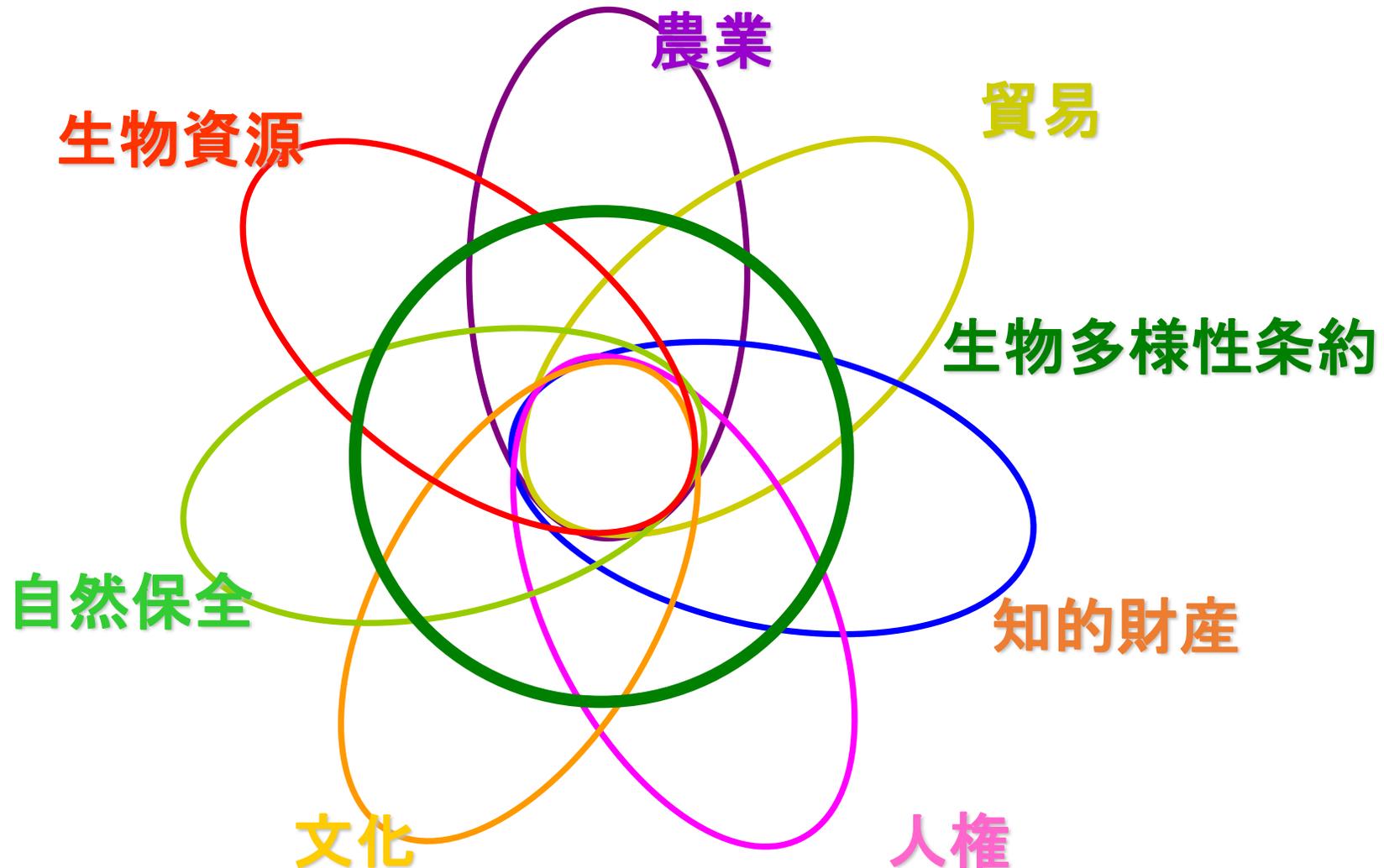
(本音は嫌だけど)
その代わりに、ちゃんと利益
配分はしますよ

小括：なぜ、生物多様性条約の目標が重要なのか

ほぼすべての国が加盟し、包括的な議論をできる唯一の条約



保護中心でなく、利用や遺伝資源など経済も対象。
先進国と途上国間の公正をめざす（アメリカ非加盟）



生物多様性条約と他の条約の関係

＜個別条約の進展を、全体（196か国）に波及させる＞

ラムサール条約（171か国）がコミュニケーションのツールキットや、環境アセスメントのルールを設定 ⇒ 生物多様性条約（196か国）で、要素を足して、更新 ⇒ ラムサール条約で、生物多様性条約で確認された「更新版」を採択

＜人と自然に関係する諸課題の論点整理と適切なフォーラムの設定＞

生物多様性条約にて、公海の保護について協議 ⇒ 重要海域の特定をCBDで、保護・ABSについては国連海洋法条約の作業に割り振り

＜他条約の弱点を克服＞

世界貿易機関の自由貿易原則における“環境配慮の例外” ⇒ 生物多様性条約で外来種に関する指針（法規制の設定の根拠）

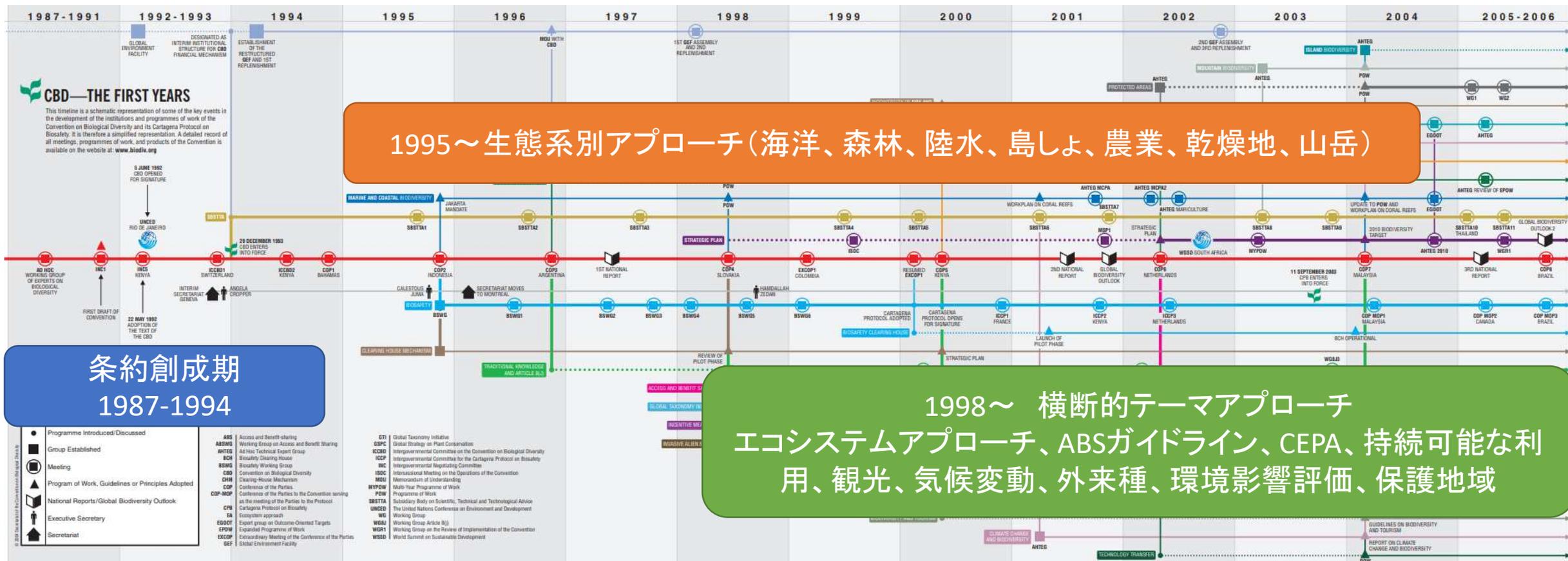
＜大きなお金の流れを設定＞

生物多様性条約にて、地球環境ファシリティー（4年間で4000億円の基金）への支援要望 ⇒ 他条約の実施を支える資金源にも活用。

目次

- 生物多様性条約とは
- 愛知目標と、国連生物多様性の10年の成果
- 第15回締約国会議の焦点

歴史：運営（90年代前半）⇒生態系別事業（90年代後半） ⇒中期計画＆横断テーマ（2000年代前半） ⇒セクター拡大（2000年代後半）⇒愛知目標時代



<https://www.cbd.int/doc/publications/CBD-the-first-years.pdf>

2010年COP10の開催と成果ー最も成功した締約国会議

- 2010年10月愛知県名古屋市で開催。179か国13000人参加。周辺イベントに12万人が参加。350近いサイドイベント。

〈全47決定中の主要決定〉

★生物多様性戦略計画2011-2020および愛知目標

★資源動員戦略

★名古屋議定書 ★「愛知パッケージ」

• 国連生物多様性の10年決議

• IPBES設立要請決議

• SATOYAMA決議





地球規模、国家規模、地域規模で、
 多様な主体(国連、国際機関、政府・自治体
 ・企業・科学者・NPO・ユース・市民・農家・
 林業家・漁師・・・)がそれぞれの立場で
 生物多様性・自然の恵みを守り・向上させ、
 賢明に利用し、公正に利益を分かち合うた
 めの行動を、
 分かりやすく20に単純化し、2020年まで
の目標としてまとめあげた。

成立後の愛知目標と、ポスト2020枠組み

- 国連持続可能な開発目標（SDGs）に、2020年の期限も含めて、組み込まれた。（一環境条約の目標が、事実上、他の生物多様性関連条約や国連目標になった）
- 140カ国の生物多様性国家戦略が「愛知目標」をもとに策定。
- 様々な取り組みが進展 = 認知度向上、保護地域面積拡充、“新たな保護地域的地域（人と自然の共生圏（OECM））”アプローチの合意、森林再生プログラム、主流化ツールの開発（多様な分野、産業に生物多様性視点を組み込む）、能力養成、愛知ターゲットを組み入れた国家戦略（140か国）、外来種侵入ルートDBの改良、自然資本会計・ESG投資

2020年9月15日に評価が発表

Global Biodiversity Outlook 5

地球規模生物多様性概況第5版



ポスト2020枠組みづくりの大事なプロセスの一つ **オレンジの文字が完了**

ステップA: **過去の振り返り・現状把握・将来予測**

ステップB: **枠組み/コンセプト/実現可能性検討**

ステップC: **内部や外部調整・当事者意識醸成**

ステップD: **文書化と決定・公表**



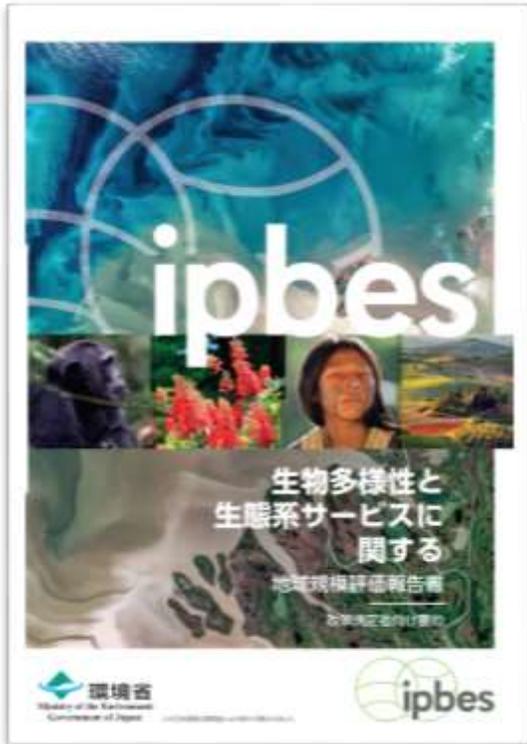
A: 自然に関する現状と予測（IPBES報告、2019年5月） + **政策評価（地球規模生物多様性概況第5版 GBO5、2020年9月）**

B: 2020枠組みの全体イメージ（第1回ポスト2020作業部会）、目標のイメージ、目標ごとの文言整理（第2回ポスト2020作業部会、2020年2月）、目標値・指標や実施の仕組みの検証（第24回SBSTTAおよび、第3回SBI、2021年第1四半期）

C: ポスト2020枠組みへの政治的意思表明（国連総会、ネイチャーサミット）目標を現実化するためのノウハウの共有や戦略作り（IUCN-WCC2020、2021年夏？）、ポスト2020枠組み案全体整理（第3回ポスト2020作業部会、2021年夏？）、

D: 最終合意（CBD-COP15、中国・昆明、2021年秋？）

【参考】過去の振り返り・現状把握・将来予測 の現状 サイエンスから見た自然と自然が持たす寄与についての評価： IPBESレポートと相互補完的に作成



- 自然とその人々への重要な寄与（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）は、世界的に悪化している。
- 直接的、間接的な変化要因が過去 50年で増大している
- **自然の保全と持続可能な利用、および持続可能な社会の実現に向けた目標は、このままでは達成できない。**2030 年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける変革（transformative change）が求められる
- 自然の保全、再生、持続的可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。

* 政策決定者向けメッセージ日本語全文（主要図表含む）はweb公開

IPBES 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約 2019、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES） ISBN No: 978-3-947851-14-0

<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/ipbes/deliverables/files/spm%20jp.pdf>

生物多様性の危機－77億人の命の危機

- 75%の陸地、66%の海洋環境が改変（先住民地域共同体は、世界の28%の陸地を人の影響少ない状況で管理）
- 300年間で、湿地の面積は15%にまで減少
- このままでは、800万種のうち100万種が絶滅の恐れ
- 動物の47%が気候変動の負の影響を受ける可能性
- 75%の食料が、自然の受粉メカニズム（昆虫など）に由来。花粉媒介生物の喪失による被害リスクは、2350億ドル～5770億ドル相当
- 今世紀末までに、気候変動の影響で漁業資源は最大25%減少
- 違法・無規制と思われる漁業は、漁獲量の最大33%を占める
- 抗がん剤等の70%が自然由来
- プラスチック汚染は、1980年より10倍増加
- 環境保護家/環境ジャーナリストは、2002-2013のあいだに1000名近く殺害された

Global Biodiversity Outlook 5

地球規模生物多樣性概況第5版



章立てなど

- 9月15日発表
- GBO5は、**167**か国の国別報告書と、**170**の生物多様性国家戦略を分析し、**59**か国の国別報告書から、**93**の事例を紹介。参考論文数は**673**に及ぶ。**58**の指標で愛知目標の評価を行った。GBO5骨子（2019年に回覧）には、926もの意見が付くなど、CBD加盟国や専門家が参加して作り上げられた。
- 全208ページ。「前文」、「政策決定者向けサマリー」、「生物多様性とSDGs」、「2020年の生物多様性」、「2050年ビジョンに向けた道筋」の章からなる



Summary for Policy Makers

主要メッセージ

進展アリ

変化なし

目標達成

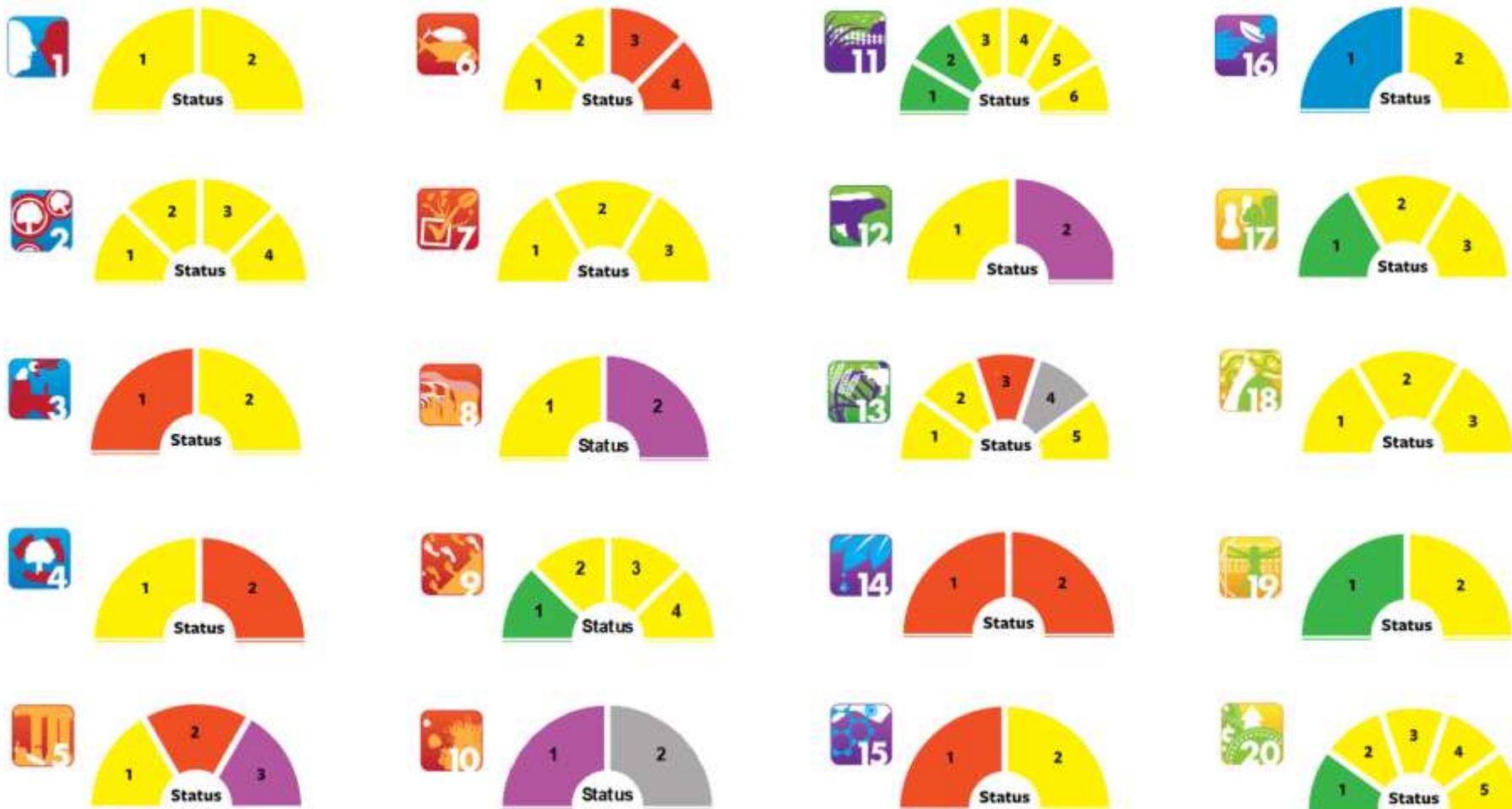
後退

目標越え

不明



愛知目標2020の達成度 オールグリーン(達成)は一つもなし



地球規模生物多様性概況第5版（GB05）の概要 （2020年9月15日発表）

- 内包する要素をすべて**達成まで満たした目標は20個中ゼロ**。
- **達成の要素を含む目標は6目標**（外来種対策（T9）、保護地域の拡充と管理（T11）、遺伝資源利用の利益配分の仕組み構築（T16）、国家戦略の策定（T17）、科学技術の推進（T19）、資源の倍増（T20））である。
- 愛知目標20目標を分解すると60要素。**要素が達成されたと判断できるのは7要素**（外来侵入種経路優先度設定、陸の保護地域面積増、海の保護地域面積増、名古屋議定書発効、国家戦略策定、科学技術増大、国際資源フローの倍増）となり**全体の12%、約1割にあたる**。
- その他の評価では、進展があるが不十分（38要素、63%）、進展なしまたは後退（13要素、21%）、達成度不明（2要素、3%）となった。
- この10年の成果を活かすとともに、SDGsの達成と人と自然の共生する社会を目指すには、**土地利用、農業、淡水、漁業、食料システム、都市とインフラ、気候アクション、ワンヘルスアプローチのテーマでの改革**が必要である。

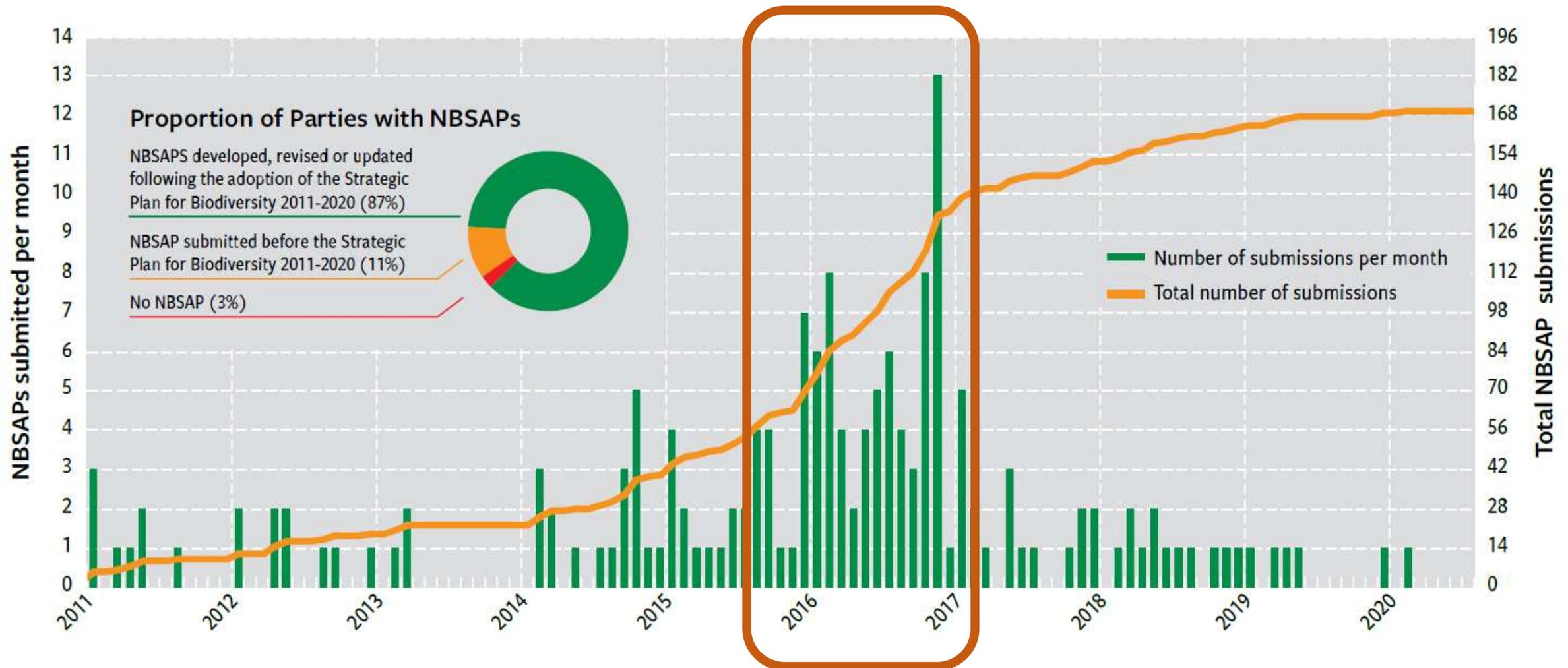
数字で見る成功事例

- 森林伐採面積 2010年平均値と比較して、過去5年は**33%減少**
- 外来哺乳類の駆除事例が**200件**（2011年から）、236の固有種の生態を改善
- 保護地域面積は、**陸域10%から15%、海域3%から7%に拡張**。2020年前の各国の公約が実現されれば、愛知目標11の面積目標達成。
- 生物多様性上重要な生息地の保護地域でのカバー率が、**2000年29%から、43%に上昇**
- **2700万ヘクタールの土地が自然再生**された（ただし、再生すべき土地のわずか2%に相当）
- 生物種分布情報（Global Biodiversity Information Facility収集情報）が、14億件に拡大。過去**10年で7倍**となった。
- 生物多様性に対する資金支援は年間93億ドルで、2010年以前と比較して**倍増**した。

主要な教訓（Key Lessons）

- 生物多様性の、直接要因と、間接要因への取組の強化。政府や経済・社会セクターとの、相互作用/全体的なアプローチの強化
- ジェンダーや先住民地域共同体の、ステークホルダーとしての役割の強化と、プロセスへの統合
- 全省庁横断型のツールとしての、国家戦略の強化
- よりよく設計された目標や達成値（ターゲット）、特に数的目標の設定、
- 生物多様性国家戦略含む、計画と、実施の間の時間差をなくす
- 国による意欲度向上の必要性と、各国の活動の定期的な評価
- NBSAP含む、順応的な実施や計画管理

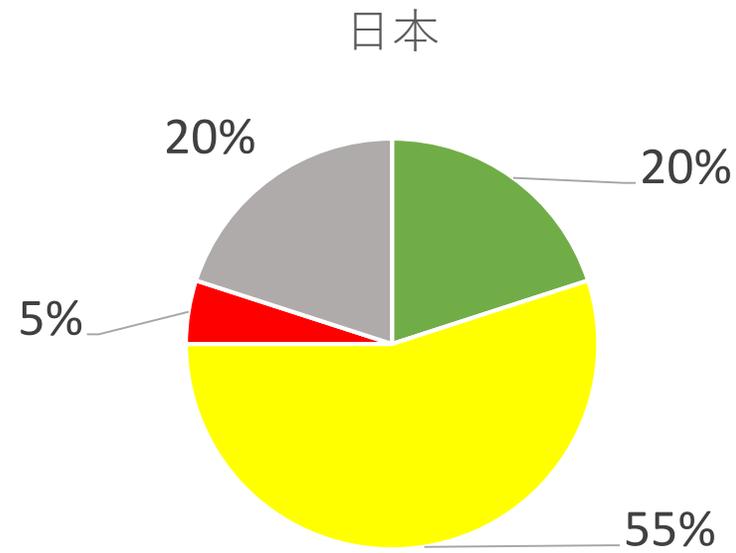
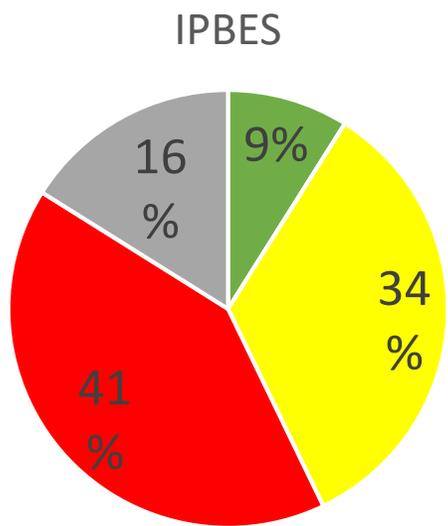
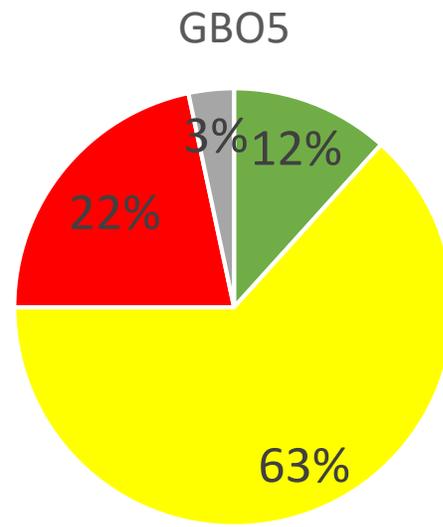
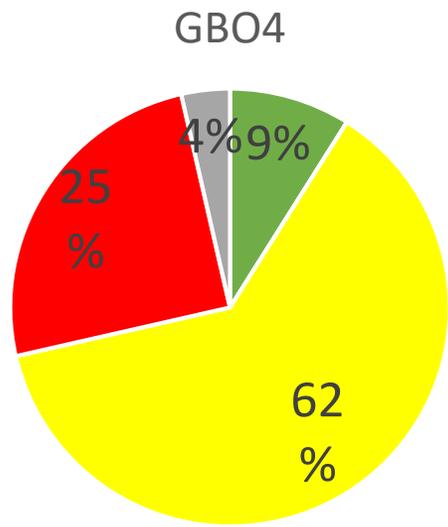
Figure 17.1. Extent and timing of submission of national biodiversity strategies and action plans²



左列・棒グラフ: 次毎のNBSAP策定国、右列・折れ線: NBSAP策定数(累積)
 既存のNBSAP中の 円グラフ・緑-愛知目標採択に合わせて更新した国。
 黄-愛知目標前の戦略、赤-NBSAP未制定

| | | GBO4(2014) | GBO5(2020) | | IPBES(2019) | 日本の評価(2018) |
|------|-----------------|------------|------------|----|-------------|-------------|
| 目標1 | 価値の普及 | 3 | 3 | | 3 | 3 |
| | 対策の普及 | 3 | 3 | | 3 | |
| 目標2 | 計画への組込 | 3 | 3 | | 3 | 3 |
| | 計画プロセスへの組み込み | 3 | 3 | | 3 | |
| | 会計への組込 | 3 | 3 | | 4 | |
| | 報告への組込 | 5 | 3 | 改善 | 4 | |
| 目標3 | 負の誘導措置の除去 | 4 | 4 | | 4 | 6 |
| | 正の誘導措置の導入 | 3 | 3 | | 4 | |
| 目標4 | 持続可能な消費 | 3 | 3 | | 4 | 6 |
| | 生態学的制限の中での活用 | 4 | 4 | | 4 | |
| 目標5 | 森林損失ゼロ | 3 | 3 | | 4 | 3 |
| | 他の生態系損失をゼロに | 4 | 4 | | 4 | |
| | 劣化や断片化をゼロに | 5 | 5 | | 4 | |
| 目標6 | 持続可能な収穫 | 3 | 3 | | 4 | 3 |
| | 回復計画の導入 | 3 | 3 | | 6 | |
| | 絶滅危惧種や生態系への影響回避 | 4 | 4 | | 4 | |
| | 漁業影響の緩和 | 4 | 4 | | 4 | |
| 目標7 | 農業の持続可能性 | 3 | 3 | | 4 | 3 |
| | 養殖業の持続可能性 | 3 | 3 | | 4 | |
| | 林業の持続可能性 | 3 | 3 | | 3 | |
| 目標8 | 汚染の防止 | 5 | 3 | 改善 | 4 | 5 |
| | 栄養塩流入の抑制 | 3 | 5 | 悪化 | 4 | |
| 目標9 | 優先度決定 | 3 | 2 | 改善 | 2 | 3 |
| | 侵入経路特定・優先付け | 3 | 3 | | 6 | |
| | 定着した種の駆除 | 3 | 3 | | 4 | |
| | 侵入経路の管理 | 4 | 3 | 改善 | 4 | |
| 目標10 | サンゴ礁への圧力最小化 | 5 | 5 | | 4 | 3 |
| | その他の脆弱な生態系への対策 | 6 | 6 | | 4 | |

| | | | GB04(2014) | GB05(2020) | | IPBES(2019) | 日本の評価(2018) | |
|---------|-------|------------------|------------|------------|----|-------------|-------------|---|
| 戦略目標C | 目標11 | 陸上保護区面積 | 2 | 2 | | 2 | 3 | |
| | | 海洋保護区面積 | 3 | 2 | 改善 | 2 | | |
| | | 重要生息地の保護 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | | 生態学的代表制 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | | 効果的な管理 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | | 景観への統合 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | 目標12 | 絶滅防止 | 3 | 3 | | 4 | 3 | |
| | | 危機ステータスの改善 | 3 | 5 | 悪化 | 4 | | |
| | 目標13 | 栽培品種の多様性保持 | 3 | 3 | | 3 | 6 | |
| | | 家畜品種の多様性保持 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | | 野生原生種の多様性保持 | 4 | 4 | | 3 | | |
| | | 価値ある種の多様性保持 | 6 | 6 | | 6 | | |
| | | 遺伝的かく乱の最小化 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | 戦略目標D | 目標14 | 生態系サービスの回復 | 4 | 4 | | 4 | 3 |
| | | | 先住民等への配慮 | 5 | 4 | 改善 | 6 | |
| 目標15 | | 生態系レジリエンスの強化 | 4 | 4 | | 6 | 3 | |
| | | 15%の復元 | 3 | 3 | | 6 | | |
| 目標16 | | 名古屋議定書の発効 | 1 | 1 | | 2 | 1 | |
| | | 名古屋議定書の実施 | 2 | 3 | 悪化 | 3 | | |
| 戦略目標E | 目標17 | 国家戦略の策定 | 2 | 2 | | 2 | 2 | |
| | | 国家戦略の法的位置づけ | 3 | 3 | | 3 | | |
| | | 国家戦略の実施 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | 目標18 | 伝統的知識の尊重 | 3 | 3 | | 3 | 1 | |
| | | 伝統的知識の統合 | 3 | 3 | | 6 | | |
| | | 先住民共同体とのパートナーシップ | 3 | 3 | | 6 | | |
| | 目標19 | 科学技術の改善と共有 | 2 | 2 | | 3 | 1 | |
| | | 科学技術の応用 | 3 | 3 | | 6 | | |
| | 目標20 | 資源動員 | 3 | | | 3 | 6 | |
| | | フローの2倍 | | 2 | 改善 | | | |
| | | 生物多様性への高い優先度 | | 3 | | | | |
| 国内課題報告 | | | 3 | | | | | |
| 財政計画の準備 | | | 3 | | | | | |
| 国内資源動員 | | | 3 | | | | | |



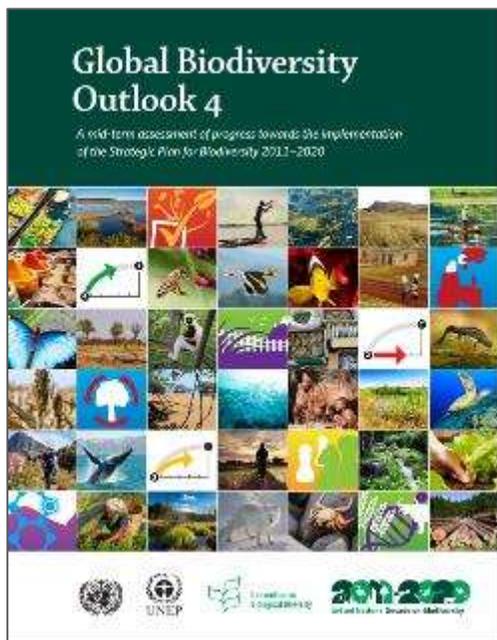
★単純比較できませんが

2014年中間評価を行ったにもかかわらず、進展(実施のさらなる追加)は、わずか。6つの要素は前進するも後退した要素が3つも存在

IPBESレポートよりも、評価が緩い？ GBO5。危機意識の差をどう捉えるべきか

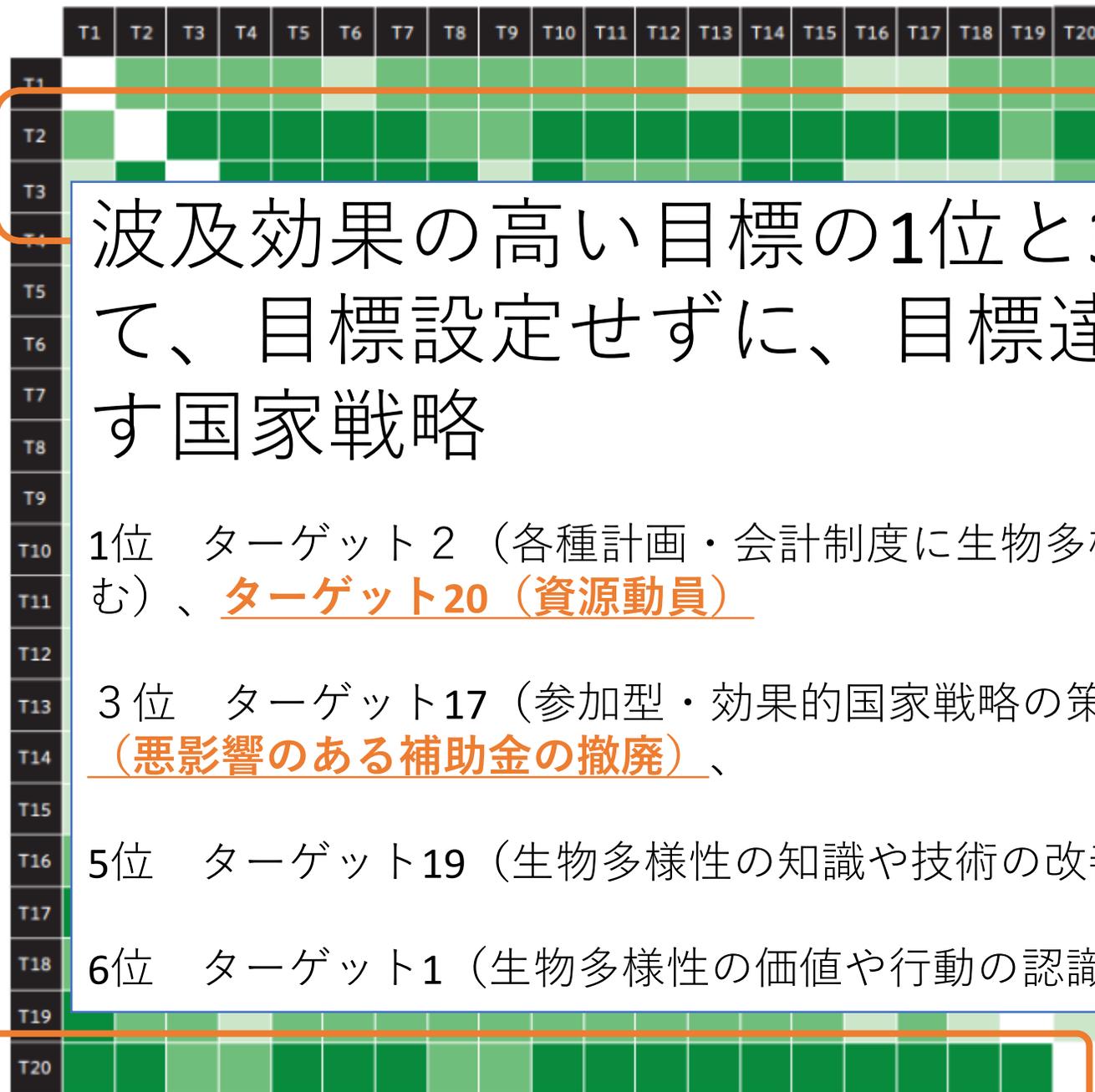
日本のNBSAPの正式評価は、今後実施

各レポート内の評価について、目標を超えて達成・達成を緑、進展あるが不十分を黄、進展なしおよび後退を赤、進展不明(目標未設定)を灰色とした(IUCN-J制作)



地球規模生物多様性概況第4版 P133より

各愛知ターゲットが、その他の愛知ターゲットにどのような良い影響を及ぼすか。濃い色ほど良い影響を表す



波及効果の高い目標の1位と3位について、目標設定せずに、目標達成を目指す国家戦略

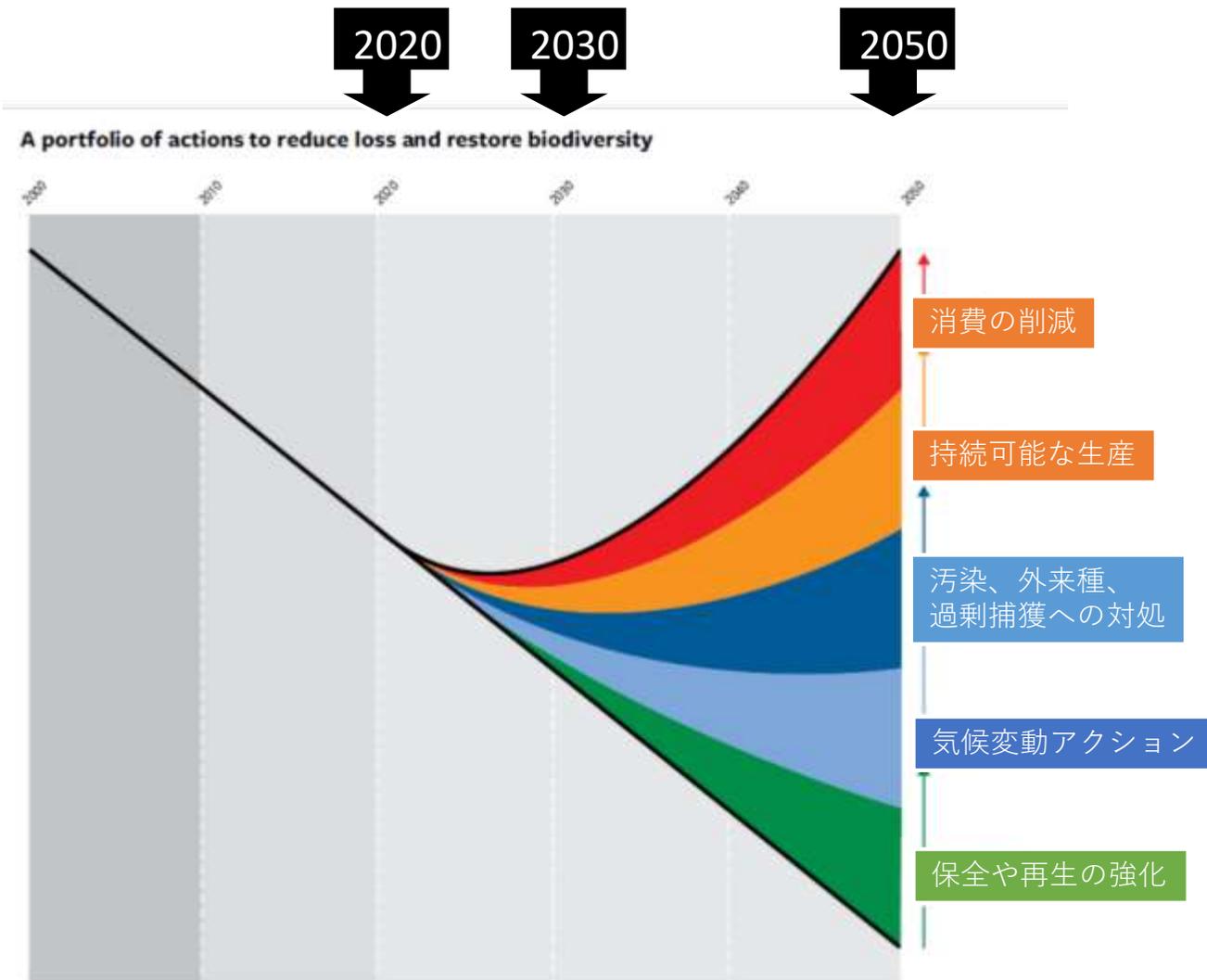
1位 ターゲット 2（各種計画・会計制度に生物多様性の価値を組み込む）、ターゲット20（資源動員）

3位 ターゲット 17（参加型・効果的国家戦略の策定）、ターゲット3（悪影響のある補助金の撤廃）、

5位 ターゲット 19（生物多様性の知識や技術の改善）

6位 ターゲット 1（生物多様性の価値や行動の認識）

IUCN-J制作



生物多様性の損失速度と、回復のシナリオ(イメージ)

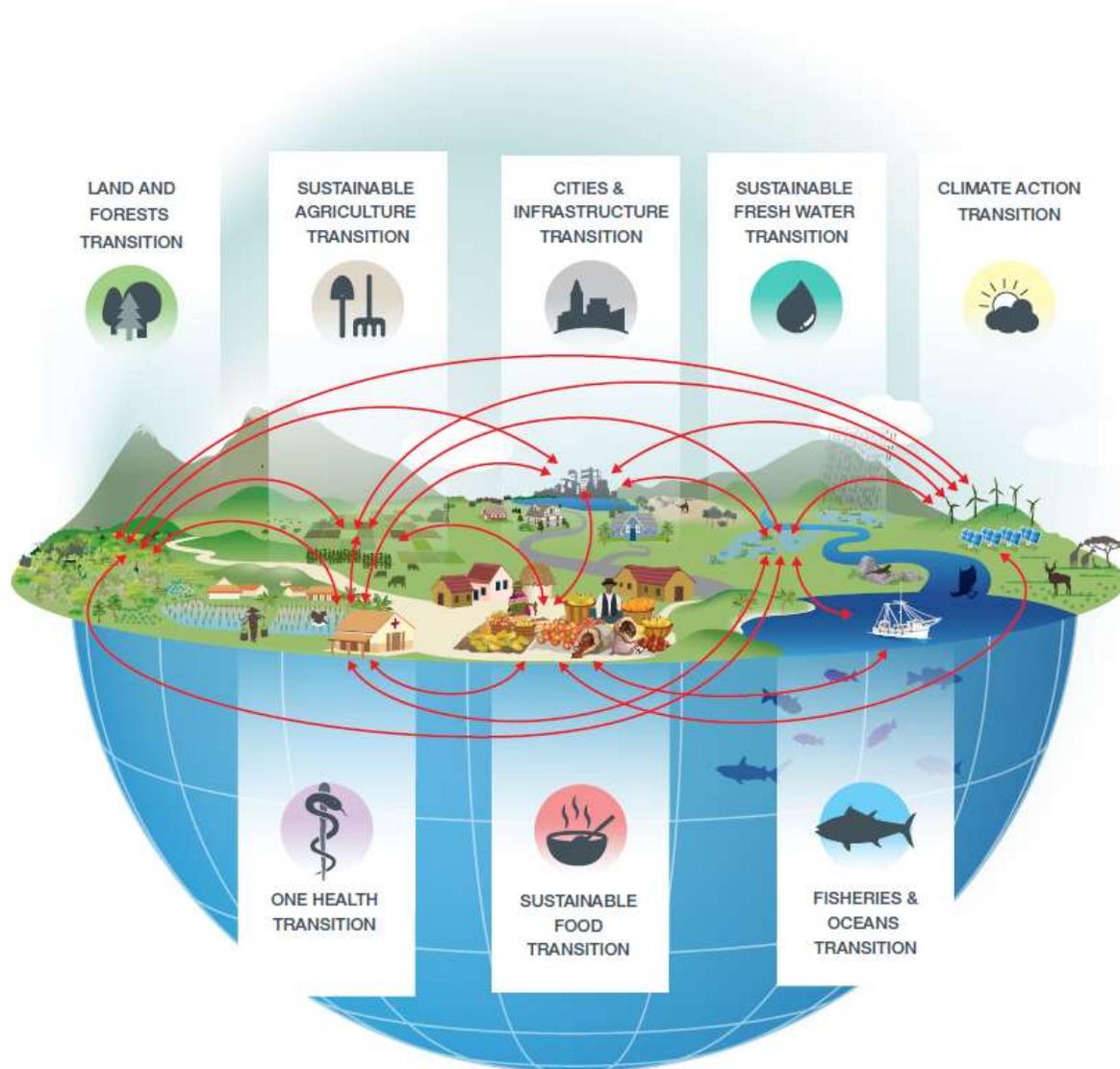
縦軸: 生物多様性の状態。下に行くほど、喪失

横軸: 時間2000年から2050年

シナリオ分析の結果

- 生物多様性の危機進行、SDGs達成への足かせ
- 生物多様性の回復（Nature Positive）と、2050年人と自然の共生は可能
- 保全や再生の強化、気候変動アクション、汚染や外来種等への対処、持続可能な生産や消費の改革の全てがそろうことが大事

Figure 22.3. Transitions in eight aspects of the interface between human activity, human well-being and nature examined in this Outlook, showing some of the linkages among them. The linkages, both contributions and dependencies, are described in the sections on each transition below.



保全強化や消費と生産、気候アクションなどは、下記、8つのテーマの変革で実現

土地利用
農業
淡水
漁業
食料システム
都市とインフラ
気候アクション
ワンヘルスアプローチ

行動するのは今 (Time to Act Now)

GBO5の成果を

- ・ポスト2020枠組み交渉
- ・次期生物多様性国家戦略
- ・自治体戦略

に活かすにはどうするかが大事。



目次

- 生物多様性条約とは
- 愛知目標と、国連生物多様性の10年の成果
- **第15回締約国会議の焦点**

生物多様性条約第15回締約国会議 in 中国昆明/混迷？



- 2021年5月17日から30日？秋くらい・・・？
- 中国・雲南省・昆明市
- 第15回締約国会議、第10回カルタヘナ議定書会合、第4回名古屋議定書会合が同日開催
- テーマは、“Ecological Civilization: Building a Shared Future for All Life on Earth” 生態文明：地球に生きるすべての生き物共有の未来をつくる
- 議題は、未発表（2020.10.26時点）

ポスト2020枠組みづくりの大事なプロセスの一つ **オレンジの文字が完了**

ステップA: **過去の振り返り・現状把握・将来予測**

ステップB: **枠組み/コンセプト/実現可能性検討**

ステップC: **内部や外部調整・当事者意識醸成**

ステップD: **文書化と決定・公表**



A: 自然に関する現状と予測（IPBES報告、2019年5月） + **政策評価（地球規模生物多様性概況第5版 GBO5、2020年9月）**

B: 2020枠組みの全体イメージ（第1回ポスト2020作業部会）、目標のイメージ、目標ごとの文言整理（第2回ポスト2020作業部会、2020年2月）、目標値・指標や実施の仕組みの検証（第24回SBSTTAおよび、第3回SBI、2021年第1四半期）

C: ポスト2020枠組みへの政治的意思表明（国連総会、ネイチャーサミット）目標を現実化するためのノウハウの共有や戦略作り（IUCN-WCC2020、2021年夏？）、ポスト2020枠組み案全体整理（第3回ポスト2020作業部会、2021年夏？）、

D: 最終合意（CBD-COP15、中国・昆明、2021年秋？）

ポスト2020生物多様性枠組 0.2 ドラフト[※]の構造

C ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

E 2030ターゲット

E(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減
15. 持続不可能な消費をなくす
16. バイオセーフティー 措置の確立・実施により影響を[x]削減
17. 最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保
18. 国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
19. 啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
20. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

F. 実施サポートメカニズム

G. 実現条件

H. 説明責任と透明性

I. アウトリーチ、啓発

※0ドラフトのアップデート版

E(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。
2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
5. 外来生物 侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラスチック[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
7. NbS、EbAによる緩和・適応、防災・減災の増加

E(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
10. NbS、BbAにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献
11. 緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加
12. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

ポスト2020 生物多様性枠組

B 2050ゴール

D 2030マイルストーン

(A) 生態系・種・遺伝的多様性

- (i) 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも[5%]増加
- (ii) 絶滅の恐れのある種の数が[x%]減少、種の個体数が[x%]増加

(B) 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- (i) 少なくとも[x]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- (ii) グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示

(C) 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- (i) ABSの仕組みが全ての国で確立
- (ii) 配分された利益が[x%]増

(D) 実施手段の利用可能性の確保

- (i) 2022年までに、～2030年までの
- (ii) 2030年までに、～2040年までの
各々実施手段が特定またはコミットされる

A.

2050ビジョン
自然と共生する世界

原文は
UPDATE OF THE ZERO DRAFT OF THE POST-2020
GLOBAL BIODIVERSITY FRAMEWORK
<https://www.cbd.int/doc/c/3064/749a/0f65ac7f9def86707f4eafa/post2020-prep-02-01-en.pdf>

環境省資料
別添3 ポスト2020生物多様性枠組0.2
ドラフト概要
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives5/index.html>

ポスト2020枠組みの構造

2050年人と自然の共生（ビジョン）



2050ゴール+2030マイルストーン（ビジョンをより具体化した状態）



2030ミッション（私たちの使命）



2030行動目標（2030マイルストーン（状態）に導く20の行動）

生物多様性への危機を減らす（7）+人々の需要を満たす（5）

+実施ツール（8）



実施手法、条件整備、責任と透明性、アウトリーチなど

2050ゴール（案、以下略）

2050ゴール

- (a) 自然生態系の面積、連結性、完全性が少なくともX%まで拡大し、あらゆる生物種の個体数の健全性とレジリエンスを支え、同時に、x %まで絶滅危惧種数を減らし、遺伝的多様性を保持する
- (b) 自然の人々への寄与（NCP）が、価値化され、維持され、強化され、SDGsを支援する
- (c) 遺伝資源の利用から得られる利益の公正公平な配分
- (d) ゴールやターゲットを達成するための手法が確保される

2030マイルストーン

2030マイルストーン

- A.1 自然システムの面積、連結性、完全性が、少なくとも5%増加する
- A.2 絶滅危惧種の種数がx%まで減り、個体数が、平均で、x%増加する
- B.1 少なくとも[X]百万人のための持続可能な栄養、食料安全保障、飲料水アクセス、災害へのレジリエンスに貢献
- B.2 グリーン投資、国家勘定における生態系サービスの価値評価、公共・民間部門における財務状況の開示
- C.1 ABSの仕組みが全ての国で確立
- C.2 配分された利益が[x%]増
- D.1 2022年までに、2030年までの
- D.2 2030年までに、2040年までの 各々実施手段が特定またはコミットされる

2030ミッション (Nature Positive)

- To take urgent action across society to **put biodiversity on a path to recovery** for the benefit of planet and people.
- 地球と人々の利益のために、生物多様性を**回復の道筋に置く**ため、社会を横断して、緊急の行動をとること

最近はこちらをさらに一言で

Nature Positive

- 【参考 現ミッション】"take effective and urgent action to hal... ensure that by 2020 ecosystems are resilient and continue to provide essential services, thereby securing the planet's variety of life, and contributing to human well-being, and poverty eradication. To ensure this, pressures on biodiversity are reduced, ecosystems are restored, biological resources are sustainably used and benefits arising out of utilization of genetic resources are shared in a fair and equitable manner; adequate financial resources are provided, capacities are enhanced, biodiversity issues and values mainstreamed, appropriate policies are effectively implemented, and decision-making is based on sound science and the precautionary approach."

2030行動目標 (生物多様性の危機を減らす)

1. 陸域/海域の [50%] 以上を空間計画下に置き、自然生態系の [x%] 再生を可能にする。
2. 陸域/海域重要地域を中心に [30%] 保護
3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
5. 外来生物侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物 [x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減

2030行動目標 (人々の要請に応える)

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全 保障、生計、健康、福利の確保
9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性 を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
10. NbS、BbAにより [x百万人] にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献 11. 緑地、親水空間へのアクセス [100%] 増加
11. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[X]増加

2030行動目標 (実施や主流化に関するツールや解決策)

- 13.計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
- 14.持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響 [50%] 削減
- 15.持続不可能な消費をなくす
- 16.バイオセーフティ 措置の確立・実施により影響を[x]削減
- 17.最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性への有益性又は中立性の確保
- 18.国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
- 19.啓発、教育、研究により、伝統的知識を含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
- 20.生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

ゼロドラフト (参考資料参照) の特徴 1

数値目標・自然の恵み・科学的根拠を強調

- ゴール、行動目標は、極力、**数値目標が盛り込み、SMARTな目標設定** (*スライド28参照) **を志向**。数値の妥当性、根拠は、検討課題
- 最新の科学的知見 (IPBESグローバルアセスメント) を反映。
- **20の愛知目標すべてを継承しつつ、遺伝子組み換え分野なども追加し**て、行動目標数は20にとどめる案
- **自然が社会にもたらす貢献 (戦略目標D、ABT14・15相当) 部分を大幅に拡張し、SDGs14/15以外のSDGsへの貢献 (SDGs2、3、6、11、13) を明確化**
- モニタリング枠組み案も作成し、目標と同時に設定をめざす

ゼロドラフトの特徴 2

「実施」に関わる部分も大幅強化（予定）

<愛知目標>

- 戦略計画の目的、背景
- 2050ビジョン
- 2020ミッション
- 戦略目標と愛知生物多様性ターゲット
- 実施、モニタリング、レビュー、評価
- 支援メカニズム

<ポスト2020GBF>

- 背景、目的、**変化の理論**
- 2050年ビジョン
- **2030ゴール+2050ゴール**
- 2030ミッション
- 2030アクションターゲット
- 実施支援メカニズム
- **条件整備**
- **責任と透明性（実施やレビューなど）**
- **アウトリーチ、普及、理解の向上**

* 太字は、内容の新規や強化が図られている項目

ゼロドラフトの特徴 3 愛知目標の発展形や新規要素などが混在

- 【対象が発展】 効果的・参加型国家戦略の策定実施（ABT17） → 生物多様性の意思決定にあらゆるステークホルダーの参加を確保（行動目標19）
- 【数値目標が発展】 生物多様性上重要な地域の陸域17%/海域10%の保護地域またはOECM化（ABT11） → 重要地域の60%、陸域/海域の30% を保護地域またはOECM化（行動目標2）
- 【新規要素】 生物多様性の保全再生や、持続可能な利用の推進による人々のニーズに対応（行動目標7～行動目標11。食（SDGs2）、水（SDGs6）など）
- 【新規要素】 遺伝子組み換え含む、バイオテクノロジーの悪影響への対策（行動目標16）

ポスト2020枠組みのポイント

- ミッション：生物多様性の損失を止めるための行動（ABT）から「損失を止め、復元へ」の視点
- 生物多様性の損失要因への目標設定：土地利用、消費と生産への視点の強化
- 生物多様性コミットメント/主流化：多様な主体の参画推進（環境省以外も生物多様性に取り組む。多様な企業/業種が、生物多様性に取り組む）
- 生物多様性のセーフガードの充実：ECO-DRRや、グリーンインフラを健全に発展させるために「これは良い、これはダメ」を提案
- 経済・社会とのリンク（SDGs）：循環経済（Circular economy）、地域循環共生圏、グリーンリカバリー/ディール。
- これらを受けた、参加型で、効果的な生物多様性国家戦略や地域戦略の策定と、透明性・アカウンタビリティ・途中追加のある実施と、条件整備（Enabling Condition）
- Transformative Change（社会変革）

本資料について

一部解説で表明されている見解は、団体を代表する意見ではありません。

内容の一部は、時間の制約上、詳細な説明プレゼンを抜粋してお伝えしています。日本自然保護協会及び国際自然保護連合日本委員会にお問い合わせいただければ、より詳細な説明が行えるテーマもございます。取材は積極的に受けていますので、ご連絡ください。

IUCN-J事務局を担う、(公財)日本自然保護協会は、会員の方の会費やご寄付より運営され、このような情報収集・発信を行っています。この機会にぜひ、日本自然保護協会をご支援ください

<<https://www.nacsj.or.jp/>>



IUCN-J事務局：

(公財)日本自然保護協会

東京都中央区新川1-16-10

ミトヨビル2F TEL 03-3553-4109

担当：道家 iucnj@nacsj.or.jp